

平成28年度第5回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	平成29年2月3日（金）	
開催の場所	あけぼのビル501会議室（さいたま市内）	
開閉の日時	開会	2月3日 午前10時00分
	閉会	2月3日 午前11時47分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p> 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次埼玉県広域緑地計画（案）について ・第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画（案）について ・第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（案）について <p>3 閉 会</p>		

別紙

出席状況

委員数 20人

出席委員 15人

小川芳樹	東洋大学経済学部長
小堀洋美	東京都市大学特別教授
藤吉秀昭	(一財)日本環境衛生センター副理事長
保倉明子	東京電機大学教授
宮崎あかね	日本女子大学教授
森川多津子	(一財)日本自動車研究所主任研究員
松浦麻里沙	埼玉県弁護士会弁護士
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長
貴家章子	(公財)埼玉県生態系保護協会教育委員長
田島隆	(一社)埼玉県猟友会会長
小久保憲一	埼玉県議会議員
山本正乃	埼玉県議会議員
河田晃明	羽生市長
斎藤和芳	公募委員
中原敏次	公募委員

欠席委員 5人

安原正也	立正大学教授
永島朗	埼玉県農業協同組合中央会常務理事
栗原裕子	(一社)埼玉県商工会議所連合会女性会連合会会長
岩岡宏保	埼玉県生活協同組合連合会代表理事会長理事
諸井真英	埼玉県議会議員

第5回 埼玉県環境審議会

平成29年2月3日（金）

午前10時00分 開会

○司会（森田） 皆様、大変お待たせいたしました。まだ一部の出席予定委員が遅れておりますが、定刻となりましたので、平成28年度第5回埼玉県環境審議会を開会させていただきます。

私は、進行を務めさせていただきます埼玉県環境政策課の森田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

ここからは座って進行させていただきます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

本日の議事資料につきましては、事前に送付をさせていただいております。

本日の配付資料でございますが、お手元で御確認いただきたいのは、まずA4、1枚の次第でございます。座席表、同じくA4でございます。同じくA4、委員の名簿。それとA4両面刷りの当審議会の規則でございます。それと、申しわけございません、不手際がございまして、諮問事項の2の資料の一部が欠落しておりましたが、これが資料2-1の2ページ目でございます。これを本日配付させていただきます。よろしいでしょうか。

不足等ございましたら事務局にお申し出いただきたいと思っております。

それでは、ここで環境部長の宍戸より御挨拶を申し上げます。

○宍戸環境部長 皆様、おはようございます。環境部長の宍戸でございます。

本年度、第5回の環境審議会ということでお集まりをいただきました。本年度は、環境審議会の皆様には各種の計画ですとか、いろいろな事項を御諮問あるいは御協議させていただきまして、かなりハードなお仕事をお願いしてございます。

本日御審査を賜りますのは、諮問事項3件、第2次埼玉県広域緑地計画（案）、第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画（案）及び第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（案）でございます。これらにつきましては、既に第3回あるいは第4回の審議会におきまして御協議をさせていただいております。これまで、いろいろな意見をいただきまして、案にどのように反映させたのかということの御説明をさせていただきますけれども、本日御答申をいただければ幸いと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。どうか忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○司会（森田） 本日の会議でございますが、委員数20名のうち、14人の委員の出席をいただいております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを、ここに御報告申し上げます。

それでは、審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を小川会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小川会長 皆さん、おはようございます。今日も諮問事項、大分盛りだくさんに入っておりますので、是非活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、議事を進行いたします。

まず、会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても、公開することに問題がないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小川会長 それでは、会議の公開を認めます。

本日は、傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 5人いらっしゃいます。

○小川会長 それでは、お入りいただきください。

〔傍聴者入室〕

○小川会長 それでは、傍聴人の方にお入りいただきましたので、次へ進みたいと思いますが、次は議事録署名委員の指名をさせていただきたいと思っております。埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お2人を指名いたします。

松浦委員さんと田島委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして、3の議事に入りたいと思っております。

諮問事項等の審議に入ることになりますが、本日は、諮問事項が3件ございます。

まず、諮問事項①ということで、「第2次埼玉県広域緑地計画（案）について」でございます。

計画案について、前回の審議会で説明がありました。それで、御意見については書面等でも事務局に御提出をいただいたところでございます。この諮問事項につきましては、議論を集約し、本日答申する方向で進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、県から説明をお願いいたします。

○豊田みどり自然課長 みどり自然課、豊田と申します。

それでは、諮問事項①の第2次埼玉県広域緑地計画（案）について御説明をさせていただきます。

失礼して、着席して説明させていただきます。

先ほど、会長から御説明がございましたように、計画案の概要につきましては第4回の環境審議会にて御説明をさせていただきました。本日は、その後いただきました御意見等についての説明をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、資料1-2、第2次埼玉県広域緑地計画（素案）に対する御意見について及び資料1-3、第2次埼玉県広域緑地計画（素案）に対する県民コメントの実施結果について、こちらを使って説明をさせていただきます。

まず、この資料の1-2でございますが、第4回の環境審議会終了後に文書で提出された御意見や御質問に対する県の考え方をまとめたものでございます。また、資料1-3は県民コメントの実施結果をまとめたものでございます。

それでは、各委員から寄せられました御意見について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1-2を御覧ください。

各委員の皆様方からは、合計34件の御意見をいただきました。内訳は、御意見を計画案に反映させていただいたものが20件、今後の施策の参考にさせていただくものが14件となりました。

なお、御意見を計画案に反映させた20件のうち、御意見の多かったものを中心に御説明をさせていただきます。

まず、資料1-2の1ページのNo.1の意見を御覧ください。

こちらは、これまでの10年間における成果を踏まえ、今後の5年間の方針をどのように定め、今後の計画を進めていくのかがわかるようにまとめたほうがよいという御意見でございました。その右の欄に、県の考え方を設けまして、御意見に対する県の考え方をお示ししております。

No.1に対しましては、これまでの10年間における成果とその評価、今後5年間の方針を計画案の5ページの図2として修正の上、整理をいたしました。

申しわけございませんが、諮問事項1という赤いタグの付いておりますものをお開きいただきまして、ページをおめくりいただきますと、5ページに図2というものがございます。この資料、計画案の5ページ、5、これまでの取組と成果にある図2でございます。埼玉県広域緑地計画（平成17年度策定）の「取組と成果」、こちらを御覧ください。

こちらの表は、17年度策定の前計画における緑の将来像と4つの指標を示したものでございます。目標値の設定年度及び各指標の評価を明記いたしました。また、これまでの取組と成果を踏まえ、第2次計画への方向性を図式したものに修正しております。

なお、資料1-2の各御意見2から5における御意見の内容も、同様の趣旨となっております。

続きまして、資料1-2の2ページのNo.6の御意見を御覧ください。

こちらにつきましては、土地利用の割合を示した円グラフ、諮問事項の計画案では9ページになっておりますけれども、こちらの9ページに現在、修正後の円グラフが掲載されております。こちらが当初は円グラフの中が森林、農用地、水路等を除いた部分があるということを一括して表示されてありまして、内容がよくわからないというのが御意見でした。これに対しまして、円グラフの中のその他の項目を都市公園、宅地、道路、その他に再分化し、それぞれの面積と割合を掲載いたしました。

続きまして、資料1-2の2ページのNo.9の御意見です。

本計画に掲載されている「緑」について、統一した表記が必要だという御意見でございました。こちらにつきましては、計画案、諮問事項の1の4ページを御覧ください。

この計画案の4ページに、この計画における緑とはという欄を設けまして追記をいたしました。

次に、資料1-2の3ページのNo.11及び12、面積表示単位について平方メートル、平方キロメートル、ヘクタールとばらばらに表記され、統一されていないという御意見でございます。こちらに対しましては、面積の単位をヘクタールで統一をいたしました。

次に、資料1-2の4ページのNo.17の御意見でございます。計画素案では、今後の身近な緑の保全、創出、活用になぜ力を入れ進めるのか、今の記述では説明が弱いという御意見でございます。こちらにつきましては、今後の方向性につきまして計画案の30ページのところに③「身近な緑」の保全・創出・活用の記述を修正いたしまして、環境部が今後力を入れていく部分の記述を明確にいたしました。アンダーラインを引いてあるところが修正した部分でございます。

続きまして、資料1-2の4ページのNo.20の御意見でございます。環境分野における教育や啓発等についての記述がもっとあってよいという御意見でございます。こちらの御意見に対しまして、普及

啓発について1項目を新設し、情報提供や支援策に対する記述を行いました。計画案では、47ページに(3)緑の普及啓発として追記をいたしました。

なお、その他の御意見、御質問に対するお答え等は、資料2の5ページ以降にまとめましたので、御確認いただきたいと思います。

続きまして、資料1-3の県民コメントに関する実施結果について御説明させていただきます。

県民コメントの実施期間は、11月15日から12月14日までの1カ月、個人の方4名、36件の御意見をいただきました。また、市町村からは7団体、9件の御意見をいただきました。内訳では、御意見を計画案に反映させたものが12件、今後の施策の参考にさせていただくものが33件でございます。

それでは、計画案に反映させた12件のうち、主な意見について御説明をいたします。先ほどと同じように、計画案も併せて御覧いただくようお願いいたします。

まず、資料1-3の1ページのNo.1の御意見です。計画中、緑の定義が示されていないので、明確に定める必要があるという御意見でございます。この御意見に対しましては、緑の定義を記載いたしました。計画案、諮問事項という赤いタグの付いております計画案については、先ほども御覧いただきましたけれども、4ページでございます。4ページに、この計画書の中で扱う緑について、この計画における緑とはとして明記をいたしました。

次に、資料1-3の1ページのNo.2の御意見です。計画中、できれば最新の画像を載せてほしい、またいつ撮られた写真を明記する必要があるという御意見でございます。こちらにつきましては、計画案の8ページを御覧ください。本県の緑の概況の写真について、御覧の写真に掲載しております。ただし、まだこれ画像の状態が非常に不鮮明でございますので、速やかに適切な最新画像に修正をいたします。本審議会に間に合わず、大変申しわけございません。

その他、今後の施策と参考とさせていただくものにつきましては、資料1-3の3ページ以降に御意見の概要を付けてありますので、後ほど御確認ください。

以上で第2次埼玉県広域緑地計画についての説明を終わらせていただきます。

なお、この広域緑地計画策定に向けたスケジュールでございますが、本日審議いただいて御答申をいただきました後に、県議会に御報告をさせていただく予定となっております。どうぞよろしく御願いたします。

○小川会長 御説明どうもありがとうございました。

委員各位の御意見あるいは県民からのコメントを加えまして、それで今日の説明は特に重要な部分を中心にして、それで広域緑地計画の案にどういう修正を加えたかというところで御説明があったと思います。

それでは、今の御説明の内容も踏まえまして、御意見あるいは御質問をお願いいたしたいと思いません。

なお、県におかれましては、委員各位からの質問などについて、課長さんだけでなく、適宜担当の方からお答えをいただいても結構ですので、よろしく御願いたします。

それでは、どなたからでも結構ですけれども、はい、貴家委員、お願いします。

○貴家委員 貴家です。

質問ですが、資料2-1の4ページ、質問19で生物多様性について一般県民へ生活者レベルでの普及が必要だという意見を書かせていただきました。その答えですが、42ページのどこに反映されているのか教えていただきたい。

○豊田みどり自然課長 すみません、42ページのどこにということですが、こちらのほうの最終的な修正漏れでございまして、42ページではなくて40ページでございます。40ページに生物多様性からの視点という(3)という項目がございまして、生物多様性についてはこういうものを載せましたし、また普及啓発という点では47ページに緑の普及啓発という項目も新たに設けましたので、当然生物多様性も含めて緑の普及啓発というものを取り組んでいくということを記載させていただいたというふうに考えております。

○小川会長 よろしいですか。

ほかの方からはいかがでございますか。

それでは、中原委員、どうぞ。

○中原委員 中原です。

3点ばかりあります。1つは、先ほど緑の定義で、明確に打ち出していただいておりますが、それが先ほどの円グラフのところになると森林など、言葉が変わった形での表記が出てきています。使うのであれば、大体統一した形で書いていただければ、県民が読んだ場合によくわかると思います。もう一度検討していただきたいと思います。

2点目が緑の定義のところでも余りふだん使わない樹林地という単語が出てきます。この言葉はなかなか県民はわからないと思いますので、語句説明のところでも、樹林地とは何かと、説明するのが良いと思います。よろしくをお願いします。

もう一つは、言葉の件ではトラストという意味が、かなり後半でトラスト運動、基金とかいろいろありますが、余り一般の人、トラストと言われてもわからないので、後の語句説明のところでも解説していただければ理解を深めるのに役立つと思います。よろしくお願いたします。

そして、別紙25ページで回答はいただいておりますが、25ページの図11、地形区分ごとの緑の機能への配慮ということで、これは図があります。濃さでいろいろ表現されておりますが、この意味が回答書では濃さでやりますということで回答いただいております。こちらの図にはその意味の説明がないので、この図を見てなかなか理解できないだろうと思います。せつかくここまできれいにいただいておりますので、「濃いほうが影響大きいとか、薄いとか少ないとか」、そういう説明をつけていただいたらよくわかると思いますので、検討いただきたいと思います。

以上、3点です。

○小川会長 それでは、御回答のほうをすみませんが、お願いたします。

○豊田みどり自然課長 まず、9ページの図のところの森林、それから緑という表現の統一ということですが、こちらのまず森林というところにつきましては土地利用の割合の区分の表現ですので、これは森林という区分で表記されておりますので、緑といいますと、森林よりもより広いものをあらわしておりますので、緑の定義にありますように森林や農用地なども含めて緑ということで、森林イコール緑というふうには表現できない。もともとの土地利用区分のデータの集計が森林という

ことでございますので、こちらはこの表現を使わせていただいております。

それから、樹林地やトラストが一般的でないということでございますので、こちらについては用語解説に追加するような形で考えたいと思います。

また、25ページの図につきましては、先ほど委員からありましたように色が濃いところがその影響が大きいとか、補足説明を追加するようにいたします。ありがとうございました。

○小川会長 よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○中原委員 樹林地の中に森林が含まれるということで考えればよろしいでしょうか。森林、緑ではないというのはそのとおりだと思います。樹林地の定義を確認させて下さい。

○豊田みどり自然課長 森林のほうが概念的には広いものでございまして、樹林地ということで普通にイメージされるのは平地林とか屋敷林とか、そういうような身近なところにある木の生えている場所というようなイメージになると思います。

○小川会長 よろしいですか。

○中原委員 わかりました。ありがとうございます。

○小川会長 それでは、今の点は少し用語解説に追加していただくということで対応をお願いしたいと思います。

ほかには、斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 斎藤です。

ちょっと教えてほしいんですが、県民コメントについてはルールに従って、こういうコメントがありました、こういう考え方ですというのが多分公開されるんだろうと思うんですけども、審議会のメンバーから出た意見については、先ほど大まかなところは説明あったと思うんですけども、全部説明されたわけじゃないと思うんですね。議事録の載るときに、どこまで載るのがちょっとわからないので、この資料全体が議事録に添付されて県民の人が見れるのか、今日説明あった分だけになってしまうのか、その辺がちょっとわからないので、もし全部出ないのであれば、出す方法を考えないと、今後文書で委員から出たものが県民の皆さんがわからないというようなことのないようにしていただければなというふうに思ひまして、どういうふうになっているのかちょっと教えていただければなと思います。

○司会（森田） 事務局でお答えいたします。

委員御指摘のとおり、環境審議会については議事録のみの公開になっております。というのは、県の決定前の資料のかなりの部分が事前にこの環境審議会という場で御審議いただくようになっております。そういう絡みもありまして資料について全部公開はしておりません。また、委員からもありましたように県民コメントというのは県庁の共通したルールがありまして、今後ホームページの中で公開をさせていただくんですが、その点については御了承いただければと思います。

○斎藤委員 そうすると、ほぼ時間がなくて今回のように文書でなったものについては、代表的な意見しか県民の皆さんはわからないというふうになってしまうということなんですかね。

詳細、全部を多分、審議会で時間があれば、この意見が出た可能性があります、そうすると議事

録には載るんですけども、実際には時間がなくて、こういう文書で出たものは議事録には載らないんで、その辺の考え方が県民の皆さんはわからないというふうになってしまうのではないかなということのちょっと心配があるんですけども。

○司会（森田） わかりました。それでは、その点については、出し方については前向きに検討させていただきます。

○小川委員 ただ、環境審議会の資料というような形で出すと、そういう意味では審議会で扱っている資料を全部出さなきゃいけないという構造にきつになってしまうと思うのですね、部分的に委員が出した意見のコメントのところだけ出すという形では、多分済まなくなるのですが、それに対して基本計画案といった案件は議会にかかる前だといった事情があって、多分そういった意味でオープンにできない部分を抱えているので、現状のような配慮をされていると思います。その辺も十分考えていただいて、それでお答えを回答していただいたほうがいいんじゃないかと思いますね。

○司会（森田） そのような方向でさせていただきます。

○小川会長 よろしいですか。

貴家委員。

○貴家委員 今回の意見に同感するところがあるんですが、私の意見として資料1-2の5ページの参考としていくものということのところの1番なんですが、私が意見はもう少し詳しく出したんですが、それがやはりこの審議会の中で発言する時間がなかったので、この言葉しか審議の先生方にはお目にかかれていないんです。私がどういう趣旨で言ったのか、それでその趣旨が私が反映してほしいということがやはりまだ不十分であったので、ここでもう一度申し上げていきたいと思うんですが、やはり生物多様性というものの計画というのが本当にこの緑地計画の中できちんと反映するよう、計画の一番上の計画の位置付けというところできちんと明記するべきだということで意見を述べさせていただきました。

それは、この緑地計画案の3ページにあります、この計画の位置付けの中に、例えば国レベルである生物多様性国家戦略との位置付け、見直しは若干必要だとは思いますが、生物多様性保全全県戦略、そして、国交省関係では緑の基本計画にかかわる生物多様性の確保に対する技術的配慮ということで、国交省関連の流れからも、生物多様性というのは位置付けてくださいという時代になっています。

その流れというのが、この計画案に入っていない、書かれていないというのがとてもおかしいなと思います。また、愛知ターゲットと言われます、2020年にどれだけ生物多様性を確保できるかという、世界の中の目標として掲げている中、そういう大きな目標がある中での緑の計画だと思いますが、その位置付けが全くない、全く県民に知らされないというのはいかがなものかと思います。

また、緑というものの定義というものがありません。ここで生物多様性、身近な生きものとの関連性というのがやはり入っておりません。ともすると、緑ならば何でも緑ということと言い含められてしまうという懸念があります。

私が幾つか意見を出させていただきましたが、やはりその中で生物多様性という言葉が消えてしまっているのではないかなと思います。生物多様性というのは、やはりCO₂削減とともに環境問題の両輪として機能していくべきものだと思いますし、埼玉県の緑の計画、この中で生物多様性に余り配慮

されない中で緑の計画をしたときに、世界の目標と違ってしまったということであれば、大変恥ずかしいものだと思います。世界の動きは、この中でやはり埼玉県レベルでも落とし込めるような、そのような生物多様性の位置付けというもの、しかも埼玉県ではこの保全全県戦略というのをきちんとつくってあります。これをやはりこの軸の中に入れるべきだと思います、提案させていただいたのですが、それが入っていないということで、是非考えていく視点だと思います。また、その言葉が消えてしまったのはなぜかというのも今疑問に思っているところです。

○小川会長 それでは、事務局からお願いいたします。

○豊田みどり自然課長 まず、生物多様性の重要性については、私どもも非常に重要であるという認識は持っているつもりでございます。ただ、この計画の位置付けのところにつきましては、この基本計画自体が県の条例に基づいて定められているということ、わかりやすく図式化したものでございまして、関連する計画やいろんな上位計画、背景にある様々な計画等は多々ございます。それを全て記載しますと、かなり複雑な煩雑な図になってしまいますので、この場合は本当にシンプルに広域緑地計画は緑を守り育てる条例に基づいて制定され、上位計画は環境基本計画だと、環境基本計画は県の総合計画の中の環境部門の計画だということ、わかりやすく示したつもりでございます。

そして、生物多様性につきましては捨象されているわけではなくて、前の計画では生物多様性という項目はなかったんですけれども、今回も先ほど言いました42ページに1項目を設けて表記をしておりますし、それぞれの配慮できるところは生物多様性に配慮するとか、できる限りの記述はしております。

また、生物多様性につきましては、先ほど貴家委員からもございましたように県戦略、こちらがございしますが、こちらにつきましても新たな時代の流れを踏まえて、より実行計画的なものを目指して今改定作業を進めているところでございますので、生物多様性についてもしっかりと取り組んでいきたいというふうには考えております。

○小川会長 今の5ページ目のところでですね、県の考え方ということで今のことについて、第1部で現状として自然界への貢献を、第2部で生物多様性からの視点を訴えていますということが一応県の考え方で書かれているわけですが、この部分が具体的にはどこのことを言っているのかということも明らかにしていただくほうがいいのかと思います。

○飯田みどり自然課副課長 失礼します。みどり自然課副課長の飯田といたします。

生物多様性の保全の部分についてでございますが、今お手元の諮問事項1の広域緑地計画（案）で言えば、こちらの19ページを御覧いただきたいんですが、後段のところ緑を取り巻く状況の変化というところなんです、これの3項目に多様な緑の機能の一部として生物多様性の保全という項目を起こさせていただいています。この生物多様性の保全のこの欄の一番最後のところを御覧いただきたいんですが、長い時間をかけて人々が自然と寄り添いながらつくりあげてきた里地里山では、希少な野生動植物が生息・生育しています。こうした身近な緑の保全について、地域の生態系保全に大いに役立っていますと、こういう書き出しで生物多様性の保全については書き込んでございます。

以後、この20ページ以下についても生物多様性という、こういったところに配慮していくというふうな書きぶりは書き込んであるというところではございます。

○小川会長 あと、第2部のほうは、そういった意味では。

○飯田みどり自然課副課長 第2部のほうにいきますと、ページ数でいきますと40ページ、御覧をいただきたいと思います。

40ページのところについてはですね、第2章で施策の展開方針を掲げておるところでございます。ここの(3)生物多様性からの視点ということで、こちらについて書き込んでございます。ここをきっかけに、第2章のところにも生物多様性に配慮した書き方、書きぶりを、この項を起点に書かせていただいているというところでございます。

○小川会長 先ほどの図1のところは、県の計画の構造をある程度示すということを大きな目的にしていると思います。そういった意味では今県の計画として付いているものの名前をある意味で並べて、それで全体の構造がこうなっているよということを示している部分になりますから、個々の計画一つ一つの中に生物多様性という言葉を入れるのは、恐らく無理だと思います。ただ、3ページのところの計画の位置づけの第2パラグラフの中で、埼玉県環境基本計画の長期的な目標の一つである恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりの実現を目指したという形では生物の多様性ということについても触れてあるという状態だと思いますので、一応こういったところで、そういった意味では県としては一定の生物多様性が重要だという姿勢を示されているというお考えではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○貴家委員 県の考え方も理解できます。また、全ての計画等を盛り込むこともできないというものわかっておりますが、せめて生物多様性県戦略については、やはり同じみどり自然課の中でつくって、埼玉県として出ているものだと思いますので、整合性がとれるように、何らかの明記というのは必要だと思っております。よろしくをお願いします。

○豊田みどり自然課長 生物多様性戦略についても、十分そういった配慮をして、これから作業を進めていきたいと思っております。

○小堀委員 今の生物多様性に関することですが、分散して書かれていて、見えにくいということがあると思います。この計画の一番大きな目的は、3ページにありますように自然共生社会をつくるということだと思えます。これは国も同じで自然共生社会、それと同時に低炭素社会、循環型の社会、実はこれらは別々ではないんですが、そういうこれから目指す社会についても一言触れるべきだと思います。それから、自然共生型社会をつくるに当たっては、生物多様性の法律の下に生物多様性の国家戦略があり、それから県の戦略があります。この計画の中の最大の長期目標が自然共生社会を作ることですので、この生物多様性の位置づけを、例えば3ページの図の1に示されるのが一番理解がされやすいのではと議論を聞いて思いました。私の意見です。

○豊田みどり自然課長 生物多様性につきましては、その重要性というのは十分認識しているつもりでございます。様々な箇所でもこの計画の中でも生物多様性に触れる部分があるということで、様々なところに記載させていただいております。

環境基本計画の中に、当然この生物多様性というまた1項目がございまして、そちらで生物多様性については同じこの大きな恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりの中に緑の保全創出と、それから生物多様性の推進という2つの項目がございまして、それを踏

まえて緑部分についてはこちら、生物多様性についてはまた県戦略ということでございますので、その連携は当然十分図っていくということでございますけれども、この計画としてはそのような流れで緑の流れをシンプルに示したいということで、こういうふうにさせていただいているところでございます。

○小堀委員 私は説明としてはわかるんですが、これは誰に向けた計画なのかということを考えてときに、やはり県民や企業や様々な人が大体の大枠がわかるような、そういうことが最初の総論には必要です。くどいようですが、申し上げておきたいと思います。

○宍戸環境部長 ただいま大変貴重な意見をいただきました。自然保護と申しますと、いろんな言い方がありまして、二酸化炭素の削減も自然保護だし、緑を守ることも自然保護だし、それから生物多様性を図ることも、これも重要な自然保護の一環でございます。要は、自然保護というところをどういう面で見っていくかというのが、いろいろな見方が出てくるんだと思います。それも、全ては結局は人間がうまく持続可能な社会をつくっていくために大変貴重なこと、それをいろんな面で見っていくことが、まず大事ななど。

私ども、今申し上げたように自然の大事さ、あるいはそれをどういう目で見っていくかについては、環境基本計画というものに大きく入り込んで入っているんです。ただ、大きくくりのまま全部いきますと、各部門が、まずは何を目的にするのかが、ぼやけてきますので、これはあくまでも大きく緑という観点で切り取って見ておりますので、それをわかりやすくしたと。かえって、いろんなものを全部入れていきますと、結局はまた基本計画の、この上位計画の繰り返しになりますので、まず環境基本計画と部門計画をそれぞれに見比べて御理解賜りたい。これは、あくまでもそれを緑として切り取った部分で、こうなりますよと、その中には当然関連部門で多様性を入れてありますし、二酸化炭素の削減のいろんなものも出てまいりますけれども。

ですから、緑の観点で御覧いただいたということで、私どもそれをわかりやすく環境基本計画の下位計画で、それと一緒に御覧くださいというような項目は前段のところには不足であれば冒頭等に入れたいと思いますけれども、そういうことで御理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○小川会長 多分、そういった意味では上位計画を今から新たにつくり直すというのは、なかなか難しい話だと思います。したがって今おっしゃった意味合いのことは、先ほど私が申し上げた第2パラグラフの緑に関する部門別の計画へつなげていくところで、そのもとになるところはどのような考え方かということが説明された形になっていると思います。

これではまだ足りないということで、少し工夫をする必要があるのであれば、文章のほうで何か補填をできないかというあたりを考えるかどうかということだと思います。

○豊田みどり自然課長 今、会長さんから御指摘あったように第2パラグラフのところでもそういった趣旨では書いていたつもりですけれども、もう少しわかりやすい表現、ちょっと工夫させていただきたいと思います。

○小川会長 では、ここは一応御検討いただくということで。

他にはいかがでございますか。

○藤吉委員 良くまとまっていると私は感じていますが、47ページに「身近な緑」の保全・創出・活

用というところで連携・協働、多様な主体が連携・協働した緑地の管理というのがありますが、そのとおりだと思うんです。そのときにですね、こういう作業を皆さんおやりになっていると、必ずのごとく散乱ごみの問題ですとか、焼却ごみの問題ですとか、廃棄物の問題にぶつかっているはずなんですよね。それがほとんど話として、緑の部会といった途端に出てこない。廃棄物のほうだと必ず出てくるんですけども、こちらになると出てこないというのはですね、やっぱりそういうのは廃棄物担当のところとみどり担当のところ、少し連携し合いながらやったら非常にいいんじゃないかと。

それで、教育の場でもですね、緑の教育をされると緑の話だけやるんですけども、やっぱり廃棄物とか循環の話と一緒にやって、低炭素も一緒にすれば、持続可能な社会に向けた活動として非常に重要な活動として全体像を示しながら教育するというのをやっていただくと、非常にいいと思います。

我々市民は1人ですから、緑で声かけたときと廃棄物で声かけたときと低炭素で声かけたときと個別に参加したのではですね、もう大変忙しくなってしまうんですね。1つのそういう集会とか、ボランティアの皆さんがおやりになっているような中で全体を教育できるような場をつくってもらえると非常に効果的になるのではないかなと思います。

○小川会長 何かコメントございますか。

○岡崎環境部副部長 御指摘十分理解しているつもりで、ただ今回は緑の関係の計画でございまして、今のお話は環境基本計画というのをまた別途やっておりますので、そちらのほうで検討させていただいておりますので、御趣旨よくわかりますので、そちらのほうでは単に緑だけではなくて、当然廃棄物や、あと地球温暖化の関係です、そういったものも取り入れて検討はさせていただいております。

○藤吉委員 環境のほうでも、要するに具体的な市民活動とか環境教育を展開するときに、横と連携をしながらやりますというのを一行入れてですね、活動の幅を広げるということを入れておくと、それぞれ連携するんだなというような気持ちになっていくんですね。

○岡崎環境部副部長 はい、そのとおりだと思います。

それは、それぞれまた工夫させていただきたいと思います。

○小川会長 よろしいでしょうか。

○小堀委員 先ほど生物多様性のことを申し上げましたが、全体として埼玉県の広域緑地計画は大変いいものになっているのではないかと評価しています。

今後、私が気になりますのは、5ページのところにこれまでの取組と成果というので、4つの指標が示されています。そのうちの3つはおおむね達成しました。達成に至らなかったのが市民参加によりされた緑のトラストの協会の会員数の増加です。これは数値目標ですから当然いろいろな広い取組をしているかと思いますが、指標に上げたということは、これに関する活動を市民の人たちがやっていくときに、重要な指標になり得るから上げたという背景があると思います。

そういう視点からすると、今後これを改善するにはどうしたらいいのかという、基本計画の緑を活用する、そういうところをもうちょっと深掘りをして、従来と同じ施策ではなく、達成に至らなかったことを反省するような具体的な新しい施策というのが書かれていないように思います。そこら辺を

もう少し厚くするようなことが次の計画を実効性のあるものにし、成果を生むのではないかなという
ことで、緑の活用部分をもう少し具体的な目標を明確にして、それから新たな施策を打ち出すような
ところは少し盛り込んでほしいなという思いはあります。

○小川会長 1つずつお答えしていったほうが多分いいのではないかと思います。

○豊田みどり自然課長 まず、トラスト協会の会員につきましては、目標を達成するのが非常に厳し
い状況でございます。もともと、これはトラストの保全地15カ所を保全していくという想定で、その
ために協会員の中からボランティアを募りまして、そのボランティアが保全活動を行うということで
想定をしたものでございます。

実際のところ、現在トラスト保全地が想定に対して相当少ない13号地まででございます。この中で、
保全活動に携わっている方の割合が約協会員の15%ぐらいでございますので、そういう意味からいい
ますと想定したトラスト保全活動のボランティアさんには若干、規模的には少し足りていないんです
が、おおむね7割、8割程度は想定したボランティアさんに活動をいただいているということでござ
いますので、そういう市民の皆様方の活動によって緑地の保全、維持管理を行うという趣旨につい
ては、ある程度目的に近いところにはきているかなという評価はしております。

さらに、このトラスト以外にも様々な形で市民の皆様が緑地の管理をされている、そういったもの
も出てきておりますので、今後につきましてはトラストだけではなく、より幅広い市民の皆様が活動
が反映できるように、22年度からみどりのサポーターズクラブという制度を立ち上げましたので、新
たな指標としてこのサポーターズクラブ、緑地の保全、維持管理を行うということに御同意をいた
だいております。こちらについての活動を広げることによって、こちらは幅広くいろんな緑地保全や
植樹活動、あるいは緑を守り育てる活動を幅広く行って、皆様に御参加いただける仕組みになっ
ておりますので、こちらのほうがより広く市民の皆様が緑地に携わる関係を保持できると思いま
すので、こちらを中心に施策を展開していきたいと、指標として掲げております。新たな施策につ
いて、ちょっと表現が薄いところがございますので、そこにつきましては今後実施する段階で、より
新たなものをどんどん、より力を入れていけるように頑張りたいというふうに考えております。

○小川会長 すみません、今の御説明で、5ページのところにみどりのサポーターズクラブを主要と
するという形で出ているわけですが、そのみどりのサポーターズクラブがこういった形での活動を展
開できる可能性を持っているかという点は、恐らく後ろに言及されていると思います。その部分
を説明いただいて、これとつながっているんだという形で御理解をいただくのが、多分いいの
ではないかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○豊田みどり自然課長 諮問事項のほうの計画案では37ページ、38ページにサポーターズクラブにつ
いての指標の説明とサポーターズクラブの概要の説明がございます。この指標、サポーターズクラブ
の入会団体数にしましたのは、この緑の保全措置に取り組む人材、これを確保養成し、活動を促
進するという狙いでございまして、詳細につきましては38ページにございますけれども、様々
な緑化活動を行っている団体や個人や緑化活動を行っている企業の皆様方、こういった方々に御
登録いただく、登録はごく簡単にできます。必要な事項を記入して登録していただくことによ
って、それぞれの活動の状況を交流できるような情報交換を行ったり、あるいは緑化活動で必
要な資材の提供を行ったり、

情報や活動支援を行うということで、より緑を守り育てていく活動を広めていこうという仕組みでございます。

○小川会長 ということは、その前のトラスト協会の会員数ということで、トラスト協会の活動がある程度地域が限定された状態になっていて、なかなか広げようと思っても、必ずしも思うようにいかないところがあるのに対して、このみどりのサポーターズクラブのほうはもう少し広域で、いろいろなところである程度活動を展開できるという位置付けを持てるので、それで指標にして今後頑張っていきたいということですかね。そういうことのようにですけども。

○小堀委員 はい、わかりました。もう少し今回の計画は反省に立って力入れているんだということはある程度見える化をしていただくと、よろしいかなと思います。

それから、もう一つは、28ページの緑のネットワーク形成の概念図、これはコンセプトとしては大変いいと思うんですが、これを広域的かつ具体的にどこまで落とし込めてやるかということが、現在の市民活動と必ずしも結びついていないので、そこら辺は例えば具体的な事例を上げるような工夫も必要かなと思いました。

それから、最初の28ページの文章ですが、森林に覆われた秩父山地や本県を貫流する荒川などは、首都圏や埼玉県を形成し、埼玉の重要な緑の核となっていると書いてありますが、この場合は荒川も緑の核に入っているんですか。わかりました。それは私の疑問ですが。

それから、もう一つは30ページのところで「身近な緑」の保全・創出・活用というので、ここら辺はもう少し具体的な内容を書き込んでいただきたいと思うんですが、例えば「身近な緑」、土地利用のところで宅地が全体の2割となっていますが、都市化が進んで実は都市の中の緑というのは今生態学的にも非常に価値のある緑と言われております。大きな緑ではない中で、個人住宅の緑、庭に鳥がやってくる、あるいはチョウがやってくるような緑、これは先ほどの生物多様性にもつながりますが、それから緑のまちづくりをしようなんていうときに、宅地の緑は公園と比べても多分圧倒的に多い。そういう生態的な宅地の緑というのも今見直されています。

そういうようなところで、身近な緑というときに都市部の民有地、これは今回初めて入れていただいたグリーンインフラ、これも私入れてほしいと言って、これ入れてくださって大変ありがたいなと思います。そういう意味でも、個人の家で例えばレインガーデン、雨庭と言われていますが、そういうようにして浸透するものがなく、なかなか多分いかない。そういうものを個人の住宅で設置をすることは、広い意味での緑のダム機能ということになると思いますので、そこら辺を「身近な緑」というよりは、もう少し都市の皆様の自宅の緑にそのような言葉を入れていただくと、なお自分のことを、みんなでやっぴりこの計画は、計画をしているのかとってパタンと閉じられてしまうのでは、多分それは本意でないと思うんですね。いかに、これを読んで自分ごととして何かやろうと思ったり、参加意識が助長されたり、そういうことになるのが本来の目的だと思いますので、そういう視点に立って市民目線で見ると、もう少し具体的な書きぶりが必要かなと思います。計画ですから、余り細かいことは十分に書き込めないことは承知しておりますが、そういうわかりやすい説明がもう少しあったほうがいいのかと感じています。

長くなりましたが、以上です。

○小川会長 今の点ですけれども、そういう意味ではここの30ページのところは第2部の総論ということで、聞き取り可能な動きも含めて書いてきて、それから今後やっていくことの非常に重要なパートとして、一番最後に「身近な緑」の、これを力を入れていきたいよということで一気に出していると思います。恐らく小堀先生がおっしゃった部分というのは、その次の第2部のところでむしろ言及をしていくという形につながっていくのかなと思います。その意味では今おっしゃった部分が第2部の中で少し反映されている部分があるかないかという形で御説明をいただいたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょう。

○豊田みどり自然課長 今、小堀委員、会長の御指摘いただきまして、今、小川会長から第2部の中で、どこで反映されているかということの説明するよという話で、例えば民間施設の緑化、43ページでございます。こちらにつきましては、緑化計画届出制度というものがございまして、これはもちろん一定面積の開発計画を行う際には、一定割合の緑地を確保しましょう、つくりましょうというものでございまして、これについては例えばここに写真ございますけれども、実際にこういった形で都市の中でいかに緑を確保し、生み出していくかという取組を行っております。

また、駐車場の緑化ですとか、そういう都市の中でいかに緑を生み出していくかという取組も、壁面緑化や屋上緑化、それから空地、空いているところをいかに工夫して緑を増やしていけるかという取組について、補助制度も含めながら取り組んでいるということでございます。

また、基本的により細かなところにつきましては、基本的には市町村で緑の計画をつくることになっておりますので、広域的なものは県、それからより具体的な即時的なものは市町村というような大きな流れの中で、県としての方向性としてこういうものを進めていくということを記述させていただいているつもりでございます。

○小川会長 よろしいですか。

それでは、大分時間も経過しております、まだ審議事項が残っておりますので、そろそろこの件については終わりたいと思います。どうしても御意見として出したいということがあれば、お願いしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、今までに御議論した内容も踏まえまして、用語等を追加するというのが1つあったのと、やはり一番多かったのは生物多様性の観点ということで、3ページのところの図ではなくて文章のほうで少し補足をするということを検討するということであったと思います。それらの御指摘を受けまして、最終的なものを詰めるということで答申をしたいというふうに思います。

それで、答申の文言につきましては、これからつくるといいますので、皆さんさえよろしければ、私に確認を一任させていただくということでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小川会長 では、その前提のもとで答申として御承認をいただくということでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小川会長 では、それでまいります。

それでは、続きまして諮問事項の2ということで、「第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画（案）に

ついて」と諮問事項の3、関連していますので、「第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ・ニホンジカ）（案）について」でございます。これらにつきましても、第3回の審議会において協議したところで、この諮問事項につきましても議論をいろいろ皆さんから出していただいたものを集約して、本日答申する方向で進めたいと思います。

それで、これにつきましても前回皆さんからいろいろ御意見を出していただきましたし、県民コメントも集めていただいていると思いますので、両方について関連する内容でもありますので、まとめて県のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○豊田みどり自然課長 それでは、諮問事項2、第12次埼玉県鳥獣保護事業管理計画（案）、それから諮問事項3-1、第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（案）につきまして御説明をさせていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画について御説明させていただきます。机上の資料2-1、先ほどもございましたように2ページ目をお配りしております。事前にお配りした事業の2ページ目がついていなかったことで、追加で机上配付をさせていただきました。申しわけございません。それでは、説明に入らせていただきます。

この鳥獣保護管理事業計画は、国が鳥獣保護管理法に基づき示す基本的な方針に基づきまして、各都道府県が作成するものでございます。先ほども会長からございましたように、既に9月に一度御説明をさせていただいておりますが、今回はその際にいただきました御意見ですとか、県民コメントなど、あるいは関係者からの御意見を踏まえた修正案について説明をさせていただきます。前回の資料を修正した箇所につきましては、計画案、諮問事項の2、諮問事項の3-1、3-2にございますが、そちらにアンダーラインを引かせていただいております。

それでは、第3回環境審議会当日及び審議会終了後にいただきました御意見と、その対応を中心に御説明させていただきます。

まず、資料2-2を御覧ください。

まず、計画案の概要資料と、それから本文との整合性について、これは御意見の1、2、3、5、こちらが整合性についての御意見でございましたので、こちらについてはそれぞれ整合性を図るということで表現を修正させていただいております。

続きまして、御意見の4でございます。コアジサシ及びミソゴイについて、第一種特定鳥獣保護計画を作成すべきとの御意見をいただきました。しかしながら、コアジサシ、ミソゴイは鳥獣保護管理法の希少鳥獣に該当いたしまして、希少鳥獣の保護計画については国が定めることとなっておりますので、県で県計画を策定することはできないということになっております。

なお、これまで国はオオタカなどの猛禽類やコアジサシ、ミソゴイの保護指針というものを策定しております。

続きまして、御意見のNo.6でございます。傷病鳥獣救護の対応についてでございますが、人間の影響による傷病鳥獣は全て救護対象とすべきであり、救護において優先という表現はふさわしくないとの御意見をいただきました。ここで優先するという意味は、生きものの優劣ではなく、傷病鳥獣救護において生物多様性に貢献する種に重点を置いて救護しようとするものでございまして、この表現は

県が準拠すべき国の指針と同様の表現となっております。

また、埼玉県では前計画である第11次計画からカラス、ドバトを救護対象から除外しております。続きまして、資料の2-2を御覧ください。

こちらは、県民コメント制度でいただきました御意見についてまとめてございます。県民コメントは、10月28日から11月8日に御意見を募集いたしましたところ、お二人から鳥獣保護区の指定や調査、傷病鳥獣救護に係る9件の御意見等がございました。いただきました御意見につきましては、今後の参考とさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、諮問事項3-1、第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）及び3-2、第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）について説明をさせていただきます。

第二種特定鳥獣管理計画は、諮問事項の2、鳥獣保護管理事業計画において作成が必要と認めた場合に鳥獣保護管理法第7条の2に基づき作成するものでございまして、諮問事項の2と同様、昨年9月、本審議会において御協議をさせていただいたものでございます。

まず、資料3-3、「第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ・ニホンジカ）に対する県民コメント制度の意見募集結果について」を御覧ください。こちらも10月12日から11月8日までの間、県民コメント制度に基づき御意見を募集いたしましたところ、御意見は特に寄せられておりません。昨年9月の審議会より県民コメント制度において御意見は特にございませんでしたので、一部のデータの更新及び文言の修正のほか、計画の修正はございません。

最後に、実施スケジュールでございしますが、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画とも、現計画は3月末日に終了することになりますので、この後、県議会に御報告をさせていただいた後、策定をして公表していきたいというふうに考えております。

以上で、諮問事項2、3の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 それでは、今御説明がありましたように、3つの計画（案）と言っているんですかね、それに対して前回の審議会で委員各位から出された御意見と、それから県民コメントで寄せられた意見、それを踏まえて修正を加えた重要な部分についての御説明が今なされたと思います。

それで、一応今の御説明も踏まえまして、御意見あるいは御質問をお願いしたいと思います。

それから、これにつきましても県におかれましては、委員各位からの質問などについて課長さんだけでなく、適宜、担当の方からお答えいただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですけれども、御意見のある方、どうぞよろしくお願いいたします。はい、では貴家委員。

○貴家委員 貴家です。

資料2-2にあります質問・意見の4と6についてです。私のほうで出させていただいた意見でございます。

県の方針というのでも出ておりますので、ある程度は仕方がないのかなとは思いますが、だからこれでよしということではなく、なぜこのコアジサシ、ミソゴイというのが減ってしまったのか、その背景というのはやはり記録として残していただきたいと思います。

疾病鳥獣保護についても、ほぼ100%が人間の影響によって、これは傷ついている、電線にぶつか

るとか、高圧線にぶつかるとか、あるいは車に引かれるとか、そういうことがある。増え過ぎているから、別に保護しなくてもいいという、その事実だけを引き継ぐのではなくて、そのもとにある背景というものをきちんと県のほうでは明文化して、計画には載せられない、しかし現状としてこういう意見があり、次の県民コメントでも必ず出てくることだと思いますので、それについてきちんと周りにある背景、どうして生きものが人間の影響で死ななければならないのか。それによって、最終的にはレッドデータに上がってくるわけですので、その流れというのをきちんと把握して、しかるべき施策のほうに生かすということを念頭に置いていただきたいと思います。

やはり全て、先ほどの緑地計画と同じですが、生物多様性に配慮しなかった過去の現象が今ここに出ているのですから、これからのことを考えたときに生きものとの共生というのをどこの部分で入れていくのかということはきちんと把握していただきたいと思います。よろしく願います。

○豊田みどり自然課長 鳥獣保護管理事業計画においては、基本的に国の考え方に沿った表現となっておりますけれども、生き物、それから生物多様性について、国の生物多様性戦略等の見直し作業も進めているところでございますので、県としても生物多様性の考え方はしっかりその中で整理をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○小川会長 ほかには。

よろしいですか。

その意味では出されたコメントや何かも、それなりに考えて必要な対応はしてくださっていると思いますので、特に他に御意見がなければ、修正という強い形で出た意見ということではなかったと思いますので、この原案の状態で御了承をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小川会長 ありがとうございます。

それでは、これで本日の審議会の議題が全て終了したことになります。もし、最後に委員の皆様より何か御発言がございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○中原委員 全体的なことでは4点ばかりあります。緑の計画のところでは、21ページの図8ですが、今回の目的のところでは検討している中で、自然を守る、緑を育てるという項目が、このグラフの中にあります。27年度までは徐々に下がってきて、28年度が上がっている。1つは、問題意識が高まったというのがあると思えますし、逆にこれは問題だと、トラブルが多いからこれが上がってきたとお考えなのか、それとも今回のこういう緑の計画と今まで計画を進めてこられて、その成果が上がって県民の関心が上がったので、こういうアップが単純に起こったと。下の図のところは、これは満足度が、注目度が上がっていますという言葉で捉えています。その考え方を少しお聞きしたいです。

それと、29ページの②都市公園の整備、本県の都市公園の整備状況、平成26年度末現在、全国第5位で、県民1人当たりの面積は第43位ということで、こういうところが少し理解し難いです。人口の件でこういう形になっているのか、全国5位まで上昇している、面積が43位、ほとんど末ですね。この理由、数字なのでどうしようもないと思えますが、他のところはどうか説明していただければと思います。

それと、先ほどからいろいろ環境で活動されているところを我々市民は余り知りません。我々が県

の状況を知るのは「彩の国だより」くらいです。市であれば、市の広報などが届きます。「彩の国だより」のところで、そういう活動の内容、特集みたいなものをやるなど環境に対する意識を高める広報活動をお願いします。ホームページ見なさいといっても、やはり関心が特にないと見ないと思います。そういう手立てをひとつ考えていただければと思います。

1つは、表現方法は文章だけでなく、入れられるのであればマンガチックなものとか、そういう点も少し考えていただければいいと思います。

それと、最後ですが、これは先立っても意見として言わせていただいています、シカ、イノシシ、これを狩猟して結構な数字処分するというのですが、その捕獲したものを食料などに利用できないかと。他の県では、食用として利用しているところがあると聞いております。いろいろ食肉管理しながらですね。これは一県だけでは難しいと思いますが、安定供給ということを考えると。それをこの周囲の県と連携して、そういう食の管理の活用ということを考えていただければ、無駄にしないということになると思います。県の考えを聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○小川会長 それでは、御質問と御意見があったと思いますので、お願いします。

○宍戸環境部長 ただいま県政の要望への順位の問題ございました。これ見ていただいてわかりますように、常に上位なのは高齢化の問題、あとは人口の問題、常にこれは上位になっています。そのほかの問題につきましては、やはり高齢化、少子化、あるいは交通事故あたりは常に上位になっています。そのほかの問題については、ある程度上下する項目があります。一番典型的なのは御覧になっていただいてわかりますように、災害が東日本大震災が終わってしばらく下位でしたけれども、最近また熊本あるいはそのほかの天候等の不順があって上に上がってくるとかですね、あるいは経済状態でまた一時下がって、また上がってくるとか、いろいろな状況がございます。従いまして、自然が守られたから上がったとか下がったとか、そういうことではないというふうに私どもは認識しております、私どもも努力はしております。もちろん、その普及啓発は努力をしておりますけれども、そういう社会情勢によってある程度変動するというふうに私どもは認識しております。

典型的なのは、やはり社会経済情勢あるいは自然災害、あるいは交通事故件数の増加ですとか、特に最近では高齢者の交通事故も増えておりますので、そういう面からも順位の変動があるというふうに認識しております。

ただ、その中でも一貫して必ずあるのは、繰り返しになりますけれども、医療サービス、高齢者福祉というのは、これは上位にある。これは県民の最も高い要望だろうというふうに私どもは認識しております。

次に、都市公園の面積の問題でございますけれども、これ都市公園ばかりではなくて、どの指標もそうなんですけれども、埼玉県、予算規模も全国で5位だったかな、全ての項目で行政需要を満たすために頑張っております。ただ、どうしても分母は人口になります。人口になりますと、どうしても東京、大阪、埼玉、千葉、神奈川あたり、これはどの指標でも、東京はちょっと別格なんですけれども、神奈川、千葉、大阪、埼玉あたりは大体この人口で割ると何でも下位になってまいります。予算規模は国のほうで保障されていますから、それほど大きな変動はないんですけれども、それで分母で

割るという結果に基づいて、これはやむを得ないとは私も決して思っておりませんが、その中においてもなるべく多くの県民の方に緑を享受いただけるように頑張っていきたいと思っております。

ただ、その大きな原因は人口で割るということが背景にあることだけは、御了解をお願いしたいと。

あと、彩の国だよりにつきましては、特集号を時々、1年のうちに何回か緑の部分、それから産業の部分と分かれておまして、特集号の部分では1面記事をもって、私どもの記事をなるべく載せるように広報部門にはいろいろとお願いをしております。そこで足りない部分につきましては、各部門、部門が出すパンフレット等で充実してまいりたいというふうに考えております。

それから、シカ、イノシシにつきましては、これは主に秩父地方、西部地方でございますけれども、シカにつきまして特にジビエ料理、最近非常に地元振興という意味でも力を入れておまして、特にジビエの関係での施策ですとかは秩父郡市のほう、あるいは近隣のほうで進めておりますので、私どもはそれを側面から、保健医療の面ですとか、あるいは加工の面ですとか、そういうものでお手伝いをするというようなことで頑張っております。決して私ども、それは避けているわけではございませんで、なるべくシカ、イノシシのジビエということの観点で振興策については御協力をしていこうというふうに思っております。

以上でございます。

○小川会長 よろしいでしょうか。

○中原委員 ありがとうございます。

○保倉委員 第2次の埼玉県広域緑地計画の表紙を拝見すると、「埼玉の緑を守り育てるために」という副題がついています。緑を守っていくということについて、県民の皆さんが大事に思っているということは確かだと思います。その中に、先ほどの議論にもあった生物多様性も含まれていると思っております。

さて、この計画ができたあと、これから実効性のある施策をどう展開していくかということが大事だと思います。そこで一点御提案です。今回の御提案の計画の中には、「緑のネットワーク」というものが盛り込まれておりますので、この緑のネットワークの形成ということと、従来からある「緑のサポーターズクラブ」、これをうまく結びつけていくことが、今後とても大事ではないかと思っております。

今は、サポーターズクラブの数でしか、計画進捗の評価をしていないのですが、県内のどこにこのサポーターズクラブの団体がいて活動しているのかということも大事だと思います。サポーターズクラブの方々は、それぞれで独自に活動していると思いますが、緑のネットワークとうまく連携させていくと、実際に自分たちの活動がこのネットワークの中でどこに位置付けられていて、大きなネットワークの中でどこの緑を守る活動に携わっているのかということが明確になり、すごくいいんじゃないかなと思えました。

○小川会長 それでは、何かコメントがあればお願いします。

○豊田みどり自然課長 大変貴重な御意見をいただきまして、緑のサポーターズクラブについても、そういったネットワークに貢献するような形で活動が展開できるということも、なるべく伝えられるような工夫をしていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○小川会長 はい、それでは河田委員、お願いいたします。

○河田委員 私も全部見てなくて申しわけなかったんですけども、大変この緑地計画、安心しました。前向きに取り組んでいただいているということ、本当にありがたいなというふうに思います。やはり生物の多様性、私も非常に大切であるというふうに思います。都市化が進んで、どんどん絶滅危惧種とか、そういったものもどんどん消えているということで、是非守りたいなど。

今の県北部ですけれども、やっぱり垣根とか庭木とかですね、それがどんどん失われていくと。そのかわりに、芝生、ヤシの木、こういったものが植えられる家はまだいいんですけども、そういうふうに日本庭園というのがですね、もちろん屋敷林、こういったものがどんどん消滅しているし、それから庭木を維持する家庭も非常に少なくなっていると。

造園屋さんは、その庭木をどうしているかという、中国へどんどん輸出していますね、コンテナで大きなものを、松の木とか、いろんな大きな今まで日本の庭園を作っていたもの、それが今中国で非常に高く何でも買うという状況です。そして、盆栽も非常にそれらを中国等、あるいはヨーロッパで大変好まれている。ですから、日本は緑をいやしとか、それで家庭で眺めるとか、そういう意識が非常に少なくなって、非常に残念というふうに思っています。

ですから、これらをやはり一番は市民、県民が緑を愛する、緑でいやしを持つ、自然体系を保つ。自然体系を保つまではですね、そういう意識はほとんどないですよ。ですから、それらをどう醸成していくのか、市も県も国もそういうことがこれから大切かなというふうに思っています。ちょっと私の感想ですけれども、以上です。

○小川会長 ただいまの御発言に、もし何かコメントがあればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○宍戸環境部長 大変貴重な御意見ありがとうございました。

私ども、確かに計画はできました。これを動かしていくのは、私どもも動かしてまいりますけれども、一番大事なのは県民の皆様が緑の持っている機能、いやしの心あるいは生物多様性については、もう大事な根本になる。あるいは当然二酸化炭素を吸収して酸素をつくる。そこら辺のことを全部理解をいただいて、みずから緑を守っていこうという意識は大事でございますので、その醸成につきましても使わせてまいりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○小川会長 ほかにはいかがでしょうか。

では、斎藤委員。

○斎藤委員 年末に環境の状況の年次報告を送っていただきまして、ありがとうございます。これ見させていただきました。あと、ホームページで県民の皆さんがどういうふうに見れるのかなというようにことで見させてもらったら、閲覧できますというところがあって、それが4カ所しかないんですね。せっかく作って、できれば多くの皆さんに見てほしいと思うので、ホームページ開けてそれで見れば、それで見れると思うんですが、先ほどの話にあったようになかなかホームページも開けられないという人も多いと思うので、もし可能であれば各市町村のメインの図書館に置いてもらうとか、何かそういう策でもう少し県民の人が、これ多分、環境白書という形で県民の人が見ることになるんだろうと思うんですが、是非見てもらって、そういう環境について何か状況を把握して、もし意見があ

れば県のほうに伝えるなり何なりできれば、もっといいのかなと。せっかく作っても、何か置いておくだけではもったいないなど、すごく力作だと思うんですね。ですから、是非活用していただければなどというふうに思います。

○小川会長 いかがですか。

○司会（森田） 事務局からお答えさせていただきます。

基本的には市町村ですとか、あるいは県の地域振興センターという地域機関、図書館といったところに配付をさせていただいております。ただ、メインのところ、わかりやすいところに掲示されているかという点、確認しておりません、再度お願いをしたいと思います。

また、予算の都合がありまして冊数等はありませんが、県政情報センターというところでは1部200円の有償化しておりますので、そういった形ではある程度努力させていただきたいと思いますが、御理解のほうを賜りたいと思います。

○小川会長 よろしいですか。

それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 座ったままで失礼します。

2つあります。1つは、貴家委員がおっしゃっていた生物多様性のところ、世界の目標、それから県の戦略というものがもう少ししっかり全面に出るような文章にさせていただけたらいいのではないかなと思いました。

あと、もう一つですが、ニホンジカの問題なんです、平成元年からすると27年が25倍で2,500頭ぐらいですね、前回は質問させていただいたのですが、それが本年度は3,000頭を目標にするということで、これを処分する人たちといいますか、そういう方々がたくさんいらっしゃるのでしょうか。計算すると多分1日に10頭以上の処分ですね。それだけ多くをまとめて処分する方々というのはいらっしゃるのでしょうか。

○小川会長 今の御質問ですが、事務局のほうで。

○豊田みどり自然課長 ニホンジカにつきましては、森林生態系に与える影響とか農業被害なんかも非常にございまして、やはり頭数の管理をしなくてはいけないということで管理計画ございまして、その中で今年度は3,000頭を目標に捕獲を行っております。捕獲したものについては、基本的には埋設あるいは焼却等の処分をするということになっております。ですので、それぞれ実際に狩猟を行っている方が狩猟で行う場合、それから有害鳥獣駆除という形で農業被害を防ぐために駆除を行うという形で捕獲するというものもございまして、それぞれに処分をしたりということになっておりますので、特にそういう狩猟免許を持っている方には、なかなか数が減っている状況ではございますけれども、そういう取組を進めていただいているところでございます。

○小川会長 よろしいでしょうか。

○渡邊委員 狩猟、その方々だけですか。

○豊田みどり自然課長 基本的に銃で捕える方は銃の免許を持っていないといけないので、銃でとる場合には狩猟免許を持っている方、実際に有害で駆除をする場合も狩猟免許を持っている方が有害駆除を行うということでございます。さらに、県のほうで捕獲を委託する事業もございまして、そ

ちらのほうでは捕獲を行っている会社組織もございますので、そちらに委託する場合もございます。

○小川会長 よろしいですか。

今お話になっていた生物多様性のところは、修文を少し加えるということですから、その枠内で反映できるところは少し工夫をするということと。

それから、あとこの緑の計画ではなくて、その上位のほうに環境計画とか、いろいろなものがあって、それを審議する機会もこの審議会でも恐らく出てくると思いますので、そういうところでまた是非御発言をいただいて、反映されるようにしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかには。

はい、どうぞ。

○小久保委員 私のほうから1点なんですけれども、先ほど来出ておりますニホンジカにつきましては、今日お越しいただいております田島獺友会会長さんには、本県の捕獲管理については御協力をいただいております、ありがとうございます。

このシカなんですけれども、さっき部長さんが御答弁された中で、シカについてはジビエということでは推進していきますという御答弁ございました。しかし、私の知る限りでは、今年のこの毎年全頭検査の中で、秩父の浦山で出ておりますシカが基準値である100ベクレルを超えているということで、現在は販売自粛ということになっていると思いますので、これは誤解があってはいけないので、確認をさせていただきたいと思っております。御使用いただきたいと思っておりますが、その点確認をさせてください。

○小川会長 いかがですか。

○豊田みどり自然課長 小久保委員の御指摘のとおり、埼玉県では放射性のモニタリングを行っております。これで、実際にシカから基準値を超える放射性物質が検出されておりますので、自粛をお願いしております。

ただ、検査体制をしっかり整えた、まず事業者が最初にスクリーニングをして、県がそれを踏まえて再度確認検査をして基準値以下を確認したのものについては、流通をするということで一部ですが、体制の整ったところではジビエに活用できるものもできております。

ただ、基本的には放射性物質が出ておりますので、基本的には全県的に自粛をお願いしているという現状でございます。

○小川会長 ほかにいかがでございますか。

小堀委員。

○小堀委員 この表紙についてですが、副題が緑を守り育てるためにと、これは人が守り育てることですが、景観の写真は大変すばらしい典型的なものになっていると思うんですけれども、もう少し楽しい感じ、あるいは人が関与しているものにすべきだと思います。例えばこの左の下の、これ雑木林で人が管理して、初めてこういうすばらしい輪唱に日が当たって春植物が生えるようなものになり、生物多様性も豊かになる。そういう意味では自然の景観ではなくて、人が里山を守るということで、それからエネルギー源を得るということで管理して、初めてこういうすばらしい格好になります。是

非、人の姿も入れてほしいと思います。

それから、右下の写真ですが、これは植林活動をしているんじゃないかと思うんですが、よく見ると確かに人は写っているんですが、もう少し楽しい汗かいているような写真に、4枚のうち2枚ぐらいいは変えていただけないかなという、個人的な要望です。

○豊田みどり自然課長 もう少し人がわかるような写真に、少し検討させて、楽しい写真を探してまいります。

○小川会長 よろしいですか。

○小堀委員 ありがとうございます。

○小川会長 ほかにはいかがですか。

貴家委員。

○貴家委員 この計画そのものではないんですが、今、小堀委員さんからもおっしゃったように、人が関わって緑を守っていく、自然を守っていくということがこれからも必要だと思うんですが、今日は全く意見が出なかったんですけども、環境基本計画の中でも学校の先生に是非環境教育を受けていただくということの文言が盛り込まれました。やはり人材教育というのはとても大事だと思います。

今、サポーターズクラブに関わっているという方が、恐らく年配の人が多いのではないかと思っています。どこの団体も高齢化ということで、若い人がなかなか入らないとか、あるいはこれからの次世代を担う子供にどう関わっていただくかというのは大変重要な問題になっていくと思います。これからの20年ぐらいを考えたときに、やはり今から20年前の阪神・淡路大震災、あのあたりからNPOですとか市民団体、ボランティアの価値というのが大変重要だということが世の中に認められ、そして市民団体、NPOがどんどん出てきたと思います。

しかし、聞くところによれば、そういう活動団体が高齢化を迎え、今後存続が難しくなっていくという時代に入ってきているんじゃないかと思っています。

この計画とか、今日の話には出てきませんでしたが、今後学校教育、次世代を担う子供たちにどう自然に関わって、そして時期管理者、自然とおつき合いができる人材育成ということにつなげていただかないと、これは大変なことになるだろうと思います。

そして、今子供たちが自然体験というのが非常に少なくなっています。私は、今仕事として地域の学校の教育関係に関わっております。その中で、さいたま市なんですが、自然との付き合い方、付合ったことがないという子供たちが大変増えています。そして、例えば地域の活動をしていくときに、のこぎりを使う、鎌を使うという作業が今あると思いますが、本当にこれからの子供たちが大人になったときにできるだろうかということをお大変懸念しております。今、技術の授業を拝見させていただいたりする機会があるんですが、中学生でのこぎりを引いたりという、そういうことをきちんとできる子がほとんどいません。家で大工道具があるかと聞けば、ないと言います。私どもが育った時代とかなり違っていると思います。その中で、やはり道具の扱い方、あるいは自然の中に入ったことがない、草むらの中に入ったことがない、雑木林に入ったことがない人が大人になったときに、管理に関われるのだろうか、と心配しています。

そして、学校教育の中では、今まで総合学習の時間で自然環境のことを学ぶ時間がありましたが、

その時間もだんだん削られていると聞いています。この中で、やはり審議会の中で、これは可能かどうか分かりませんが、議題によっては学校教育関係の方、県の教育の方にも同席いただき、こういう場に、この緑の現状という、そしてこれからの管理をする人材として、子供たちにどう伝えていくかということが非常に大事になってくるんじゃないかなと思いますので、可能であればそういう方々にも知っていただきたいと思います。

特に、学校の中にも、創立何十周年を迎える学校の中には、かなりの大木がございます。ケヤキですとか、クスノキですとか、本当に大木があります。もったいないなと思う木がありますが、例えば危ないとか見通しとか、そういうことの基準で切られたり、本当に学校の壁にぶつかるからというだけの理由で根こそぎ切られたりとか、その場限りの管理がされているというのも現状です。そういう学校関係の中の緑地、あるいは子供と自然、緑とのつき合い方というのも考えていただく、先を中長期的視点で考えていく場合には、今だけではなく、次の世代につなげるということで、この審議の内容というのが教育関係の方にも伝わっていくようなことがあればいいと思います。よろしく願います。

○小川会長 今、幾つかの視点でお話があったと、もし事務局のほうでコメント等あるようでしたら、願います。

○岡崎環境部副部長 御趣旨よくわかります。そういった御意見あるということは、県でお話しはしたいと思いますが、基本的には環境審議会でございますので、関係者はある程度限定して参加させていただきたいと思います。

教育の現場の必要性、また次世代につなぐということの必要性というのは十分、環境サイドでも理解していますし、折に触れて教育のほうとの接点もありますので、お話しはしていきたいと思いますが、基本的にこの場での参加者を募るということまでは、なかなか難しいと思いますので、御理解いただければと思います。

○小川会長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでございますか。

藤吉委員。

○藤吉委員 緑の計画としては大変いいと思いますが、例えば8ページの埼玉県が関東平野でどういう位置にあるか、それから地理的にも地形的にもどういう位置にあって、関東全体の自然の保全の中でどんな役割しているんだという話がちょっとどこかに入っているといいなと思うんです。戦略的に国の方針なり、他の県との調整もあって、しっかり協力し合って連携していっていますよという話が1つ欲しいというのがあります。

それから、もう一つ、同じ埼玉県の中でも公園とか緑地をたくさんつくっていくというのが、ここの中にも記載されていますが、防災機能ですとか、災害時の、災害廃棄物なんかの処理にも役立つわけございまして、そういう廃棄物処理のほうでも苦労している都市との連携を考える、というようなことを検討してもらえると、なおいいなと思います。

○小川会長 今御意見が出ましたが、何かコメントはございますか。

○豊田みどり自然課長 緑につきましては、多様な機能ということで防災機能につきましても23ペー

ジですけれども、模式的にちょっと示させていただいております。実施の段階等、今後この政策を展開していく上でも、しっかり連携をとっていくことは必要だと思いますので、またそういう緑の多様な機能が充実できるような方向でこれからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○小川会長 ほかには。

よろしいですか。

それでは、時間もきていますので、平成28年度の第5回の環境審議会を閉じさせていただきたいと思っております。

本日は、諮問事項でもいろいろ御意見をいただきましたし、諮問事項の件が終わってからも、いろいろな御意見を多様にいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しさせていただきたいと思っております。

○司会（森田） 長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。

今年度につきましては、本日で最後となります。御多忙中の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年度第5回埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時47分閉会